議案第１３号

秦野市建築基準条例の一部を改正することについて

秦野市建築基準条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和５年２月２２日提出

秦野市長　高　橋　昌　和

提案理由

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

(1)　容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない建築物の部分に係る認定事務について、本市が徴収する手数料及びその額を定めること。

(2)　共同住宅等の階段に係る規定を緩和し、階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満の建築物の避難階以外の階については、２以上の直通階段又はこれに代わる施設の設置を求めないこととすること。

(3)　共同住宅等及び長屋の敷地内通路の幅員に係る規定を緩和し、階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満の建築物については、その幅員を９０センチメートル以上とすること。

秦野市条例第　　号

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例

秦野市建築基準条例（平成１２年秦野市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１９条に次の１項を加える。

３　前２項の規定は、階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満の建築物の避難階以外の階（階段の部分（その部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）とその階段の部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが間仕切壁若しくは戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で政令第１１２条第１９項第２号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第１５項の規定により国土交通大臣が定める建築物の避難階以外の階に限る。）については、適用しない。

第２０条第１項中「第２４条」を「第２４条第１項」に改め、同項の表中「１．５メートル」及び「２メートル」の次に「（階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満の建築物は、９０センチメートル）」を加える。

第２４条に次の１項を加える。

２　階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満の長屋に対する前項第１号の規定の適用については、同号中「３メートル（２以下の住戸の専用の通路については、２メートル）」とあるのは、「９０センチメートル」とする。

別表第２第１項各号列記以外の部分、同表第２項各号列記以外の部分及び同表第３項中「完了検査申請等」を「完了検査申請等手数料」に改める。

別表第３第１項各号列記以外の部分及び同表第２項各号列記以外の部分中「完了検査申請等」を「完了検査申請等手数料」に改める。

別表第５を次のように改める。

別表第５（第６４条関係）

建築許可等申請手数料

(1)　検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料　１２０，０００円

(2)　道路の位置の指定申請手数料　５０，０００円

(3)　道路の位置の変更指定申請手数料　２５，０００円
(4)　建築物の敷地と道路との関係の建築認定手数料　２７，０００円
(5)　建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料　３３，０００円
(6)　公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料　３３，０００円
(7)　道路内における建築認定申請手数料　２７，０００円
(8)　公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料　１６０，０００円
(9)　壁面線外における建築許可申請手数料　１６０，０００円
(10) 用途地域における建築等許可申請手数料　１８０，０００円
(11) 特殊建築物等敷地許可申請手数料　１６０，０００円
(12) 建築物の容積率に関する特例認定申請手数料　２７，０００円
(13) 建築物の容積率に関する特例許可申請手数料　１６０，０００円
(14) 壁面線の指定等がある場合の建ぺい率の特例許可申請手数料　３３，０００円
(15) 建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料　３３，０００円
(16) 建築物の敷地面積の許可申請手数料（高層住居誘導地区において準用する場合を含む。）　１６０，０００円
(17) 建築物の高さの特例認定申請手数料　２７，０００円
(18) 建築物の高さの許可申請手数料　１６０，０００円
(19) 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料　１６０，０００円
(20) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料　２７，０００円
(21) 特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料　１６０，０００円
(22) 高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料　１６０，０００円
(23) 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料　１６０，０００円
(24) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料　１６０，０００円
(25) 都市再生特別地区内の容積率等の制限の特例許可申請手数料　１６０，０００円

(26) 特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料　１６０，０００円

(27) 特定防災街区整備地区内の建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料　１６０，０００円

(28) 特定防災街区整備地区内における公益上必要な建築物に関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料　１６０，０００円

(29) 景観地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料
１６０，０００円

(30) 景観地区内における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料
１６０，０００円

(31) 景観地区内における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料
１６０，０００円

(32) 景観地区内における高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料　２７，０００円

(33) 再開発等促進区等内における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
２７，０００円

(34) 再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料
１６０，０００円

(35) 建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
２７，０００円

(36) 高度利用及び都市機能の更新を図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料　１６０，０００円

(37) 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料　２７，０００円

(38) 地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に係る認定申請手数料　２７，０００円

(39) 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料
１６０，０００円

(40) 仮設建築物建築許可申請手数料

ア　法第８５条第６項の規定によるもの　１２０，０００円

イ　法第８５条第７項の規定によるもの　１６０，０００円

(41) 総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料

ア　建築物の数が２であるとき。　７８，０００円

イ　建築物の数が３以上であるときは、７８，０００円に２を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(42) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料

ア　建築物（既存建築物を除く。以下この号及び第４４号において同じ。）の数が１であるとき。　７８，０００円

イ　建築物の数が２以上であるときは、７８，０００円に１を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(43) 総合的設計による一団地の建築物の特例許可申請手数料

ア　建築物の数が２であるとき。　２２０，０００円

イ　建築物の数が３以上であるときは、２２０，０００円に２を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(44) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料

ア　建築物の数が１であるとき。　２２０，０００円

イ　建築物の数が２以上であるときは、２２０，０００円に１を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(45) 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料

ア　建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号及び次号において同じ。）の数が１であるとき。　７８，０００円

イ　建築物の数が２以上であるときは、７８，０００円に１を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(46) 一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料

ア　建築物の数が１であるとき。　２２０，０００円

イ　建築物の数が２以上であるときは、２２０，０００円に１を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(47) 一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料

ア　建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が１であるとき。　２２０，０００円

イ　建築物の数が２以上であるときは、２２０，０００円に１を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(48) 複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料　６，４００円に現に存する建築物の数に１２，０００円を乗じて得た額を加算した額

(49) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料　２７，０００円

(50) 既存の一の建築物について２以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に関する認定及び変更認定申請手数料　１２０，０００円

(51) 用途変更による建築物の一時使用許可申請手数料

ア　法第８７条の３第６項の規定によるもの　１２０，０００円

イ　法第８７条の３第７項の規定によるもの　１６０，０００円

(52) 次に掲げる特例許可申請手数料

ア　第６条、第８条、第９条第２項、第１６条、第３０条第３項及び第５０条第６項の規定によるもの　２７，０００円

イ　第３６条第３項及び第４７条の規定によるもの　３３，０００円

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第１３号　秦野市建築基準条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
（共同住宅等の階段） 第１９条　（略） ２　（略） ３　前２項の規定は、階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満の建築物の避難階以外の階（階段の部分（その部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）とその階段の部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが間仕切壁若しくは戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で政令第１１２条第１９項第２号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第１５項の規定により国土交通大臣が定める建築物の避難階以外の階に限る。）については、適用しない。	（共同住宅等の階段） 第１９条　（略） ２　（略）
（共同住宅等の主要な出口） 第２０条　共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に使用される建築物の避難階においては、主要な出口（屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条及び第２４条第１項において同じ。）から道路、公園、広場その他の空地に通じる次の表	（共同住宅等の主要な出口） 第２０条　共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に使用される建築物の避難階においては、主要な出口（屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条及び第２４条において同じ。）から道路、公園、広場その他の空地に通じる次の表に掲

に掲げる有効な幅員以上の敷地内通路を設けなければならない。

共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に使用される部分の床面積の合計	敷地内通路の幅
１００平方メートル以内のもの	１．５メートル（階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満の建築物は、９０センチメートル）
１００平方メートルを超え、３００平方メートル以内のもの	２メートル（階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満の建築物は、９０センチメートル）
（略）	

２　（略）

（長屋の出口）

第２４条　（略）

２　階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満の長屋に

げる有効な幅員以上の敷地内通路を設けなければならない。

共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に使用される部分の床面積の合計	敷地内通路の幅
１００平方メートル以内のもの	１．５メートル
１００平方メートルを超え、３００平方メートル以内のもの	２メートル
（略）	

２　（略）

（長屋の出口）

第２４条　（略）

対する前項第１号の規定の適用については、同号中「３メートル（２以下の住戸の専用の通路については、２メートル）」とあるのは、「９０センチメートル」とする。	
別表第２（第６０条、第６１条関係） １　建築物に関する完了検査申請等手数料 (1)－(11)　（略） ２　建築設備に関する完了検査申請等手数料 (1)・(2)　（略） ３　工作物に関する完了検査申請等手数料　１５，０００円	別表第２（第６０条、第６１条関係） １　建築物に関する完了検査申請等 (1)－(11)　（略） ２　建築設備に関する完了検査申請等 (1)・(2)　（略） ３　工作物に関する完了検査申請等　１５，０００円
別表第３（第６２条関係） １　中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料 (1)－(11)　（略） ２　中間検査合格証の交付を受けた建築物に含まれる建築設備に関する完了検査申請等手数料 (1)・(2)　（略）	別表第３（第６２条関係） １　中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査申請等 (1)－(11)　（略） ２　中間検査合格証の交付を受けた建築物に含まれる建築設備に関する完了検査申請等 (1)・(2)　（略）
別表第５（第６４条関係） 建築許可等申請手数料 (1)　検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料　１２０，０００円 (2)　道路の位置の指定申請手数料　５０，０００円 (3)　道路の位置の変更指定申請手数料　２５，０００円	別表第５（第６４条関係） 建築許可等申請手数料 (1)　検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料　１２０，０００円 (2)　公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料　１６０，０００円

(4)　建築物の敷地と道路との関係の建築認定手数料
２７，０００円
(5)　建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料
３３，０００円
(6)　公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料
３３，０００円
(7)　道路内における建築認定申請手数料　２７，０００円
(8)　公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料
１６０，０００円
(9)　壁面線外における建築許可申請手数料　１６０，０００円
(10)　用途地域における建築等許可申請手数料
１８０，０００円
(11)　特殊建築物等敷地許可申請手数料　１６０，０００円
(12)　建築物の容積率に関する特例認定申請手数料
２７，０００円
(13)　建築物の容積率に関する特例許可申請手数料
１６０，０００円
(14)　壁面線の指定等がある場合の建ぺい率の特例許可申請手数料　３３，０００円
(15)　建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料　３３，０００円

(3)　用途地域における建築等許可申請手数料
１８０，０００円
(4)　特殊建築物等敷地許可申請手数料　１６０，０００円
(5)　建築物の容積率に関する特例許可申請手数料
１６０，０００円
(6)　建築物の高さの許可申請手数料　１６０，０００円
(7)　日影による建築物の高さの特例許可申請手数料
１６０，０００円
(8)　敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料　１６０，０００円
(9)　仮設建築物建築許可申請手数料
ア　法第８５条第６項の規定によるもの　１２０，０００円
イ　法第８５条第７項の規定によるもの　１６０，０００円
(10)　建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料
３３，０００円
(11)　公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料
３３，０００円
(12)　道路内における建築認定申請手数料　２７，０００円
(13)　建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料　３３，０００円

(16) 建築物の敷地面積の許可申請手数料（高層住居誘導地区において準用する場合を含む。）　１６０，０００円
(17) 建築物の高さの特例認定申請手数料　２７，０００円
(18) 建築物の高さの許可申請手数料　１６０，０００円
(19) 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料　１６０，０００円
(20) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料　２７，０００円
(21) 特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料　１６０，０００円
(22) 高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料　１６０，０００円
(23) 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料　１６０，０００円
(24) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料　１６０，０００円
(25) 都市再生特別地区内の容積率等の制限の特例許可申請手数料　１６０，０００円
(26) 特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料　１６０，０００円

(14) 建築物の高さの特例認定申請手数料　２７，０００円
(15) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料　２７，０００円
(16) 再開発等促進区等内における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料　２７，０００円
(17) 再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料　１６０，０００円
(18) 建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料　２７，０００円
(19) 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料　２７，０００円
(20) 総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料
ア　建築物の数が２であるとき。　７８，０００円
イ　建築物の数が３以上であるときは、７８，０００円に２を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額
(21) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例

(27) 特定防災街区整備地区内の建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料　１６０，０００円

(28) 特定防災街区整備地区内における公益上必要な建築物に関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料　１６０，０００円

(29) 景観地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料　１６０，０００円

(30) 景観地区内における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料　１６０，０００円

(31) 景観地区内における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料　１６０，０００円

(32) 景観地区内における高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料　２７，０００円

(33) 再開発等促進区等内における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料　２７，０００円

(34) 再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料　１６０，０００円

(35) 建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適認定申請手数料

ア　建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が１であるとき。　７８，０００円

イ　建築物の数が２以上であるときは、７８，０００円に１を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(22) 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料

ア　建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が１であるとき。　７８，０００円

イ　建築物の数が２以上であるときは、７８，０００円に１を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(23) 複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料　６，４００円に現に存する建築物の数に１２，０００円を乗じて得た額を加算した額

(24) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料　２７，０００円

(25) 地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に係る認定申請手数料　２７，０００円

(26) 高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築

用除外に係る認定申請手数料　２７，０００円

(36) 高度利用及び都市機能の更新を図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料　１６０，０００円

(37) 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料　２７，０００円

(38) 地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に係る認定申請手数料　２７，０００円

(39) 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料　１６０，０００円

(40) 仮設建築物建築許可申請手数料

ア　法第８５条第６項の規定によるもの　１２０，０００円

イ　法第８５条第７項の規定によるもの　１６０，０００円

(41) 総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料

ア　建築物の数が２であるとき。　７８，０００円

イ　建築物の数が３以上であるときは、７８，０００円に２を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額

面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料　１６０，０００円

(27) 建築物の敷地面積の許可申請手数料（高層住居誘導地区において準用する場合を含む。）　１６０，０００円

(28) 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料　１６０，０００円

(29) 高度利用及び都市機能の更新を図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料　１６０，０００円

(30) 壁面線外における建築許可申請手数料　１６０，０００円

(31) 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料　１６０，０００円

(32) 壁面線の指定等がある場合の建ぺい率の特例許可申請手数料　３３，０００円

(33) 総合的設計による一団地の建築物の特例許可申請手数料

ア　建築物の数が２であるとき。　２２０，０００円

イ　建築物の数が３以上であるときは、２２０，０００円に２を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(34) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料

を加算した額

(42) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料

ア　建築物（既存建築物を除く。以下この号及び第４４号において同じ。）の数が１であるとき。　７８，０００円

イ　建築物の数が２以上であるときは、７８，０００円に１を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(43) 総合的設計による一団地の建築物の特例許可申請手数料

ア　建築物の数が２であるとき。　２２０，０００円

イ　建築物の数が３以上であるときは、２２０，０００円に２を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(44) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料

ア　建築物の数が１であるとき。　２２０，０００円

イ　建築物の数が２以上であるときは、２２０，０００円に１を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(45) 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料

ア　建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号及び

ア　建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が１であるとき。　２２０，０００円

イ　建築物の数が２以上であるときは、２２０，０００円に１を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(35) 一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料

ア　建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が１であるとき。　２２０，０００円

イ　建築物の数が２以上であるときは、２２０，０００円に１を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(36) 一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料

ア　建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が１であるとき。　２２０，０００円

イ　建築物の数が２以上であるときは、２２０，０００円に１を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(37) 特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料　１６０，０００円

(38) 都市再生特別地区内の容積率等の制限の特例許可申請手数料　１６０，０００円

(39) 特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積の最

次号において同じ。）の数が１であるとき。　７８，０００円

イ　建築物の数が２以上であるときは、７８，０００円に１を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(46) 一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料

ア　建築物の数が１であるとき。　２２０，０００円

イ　建築物の数が２以上であるときは、２２０，０００円に１を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(47) 一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料

ア　建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が１であるとき。　２２０，０００円

イ　建築物の数が２以上であるときは、２２０，０００円に１を超える建築物の数に２８，０００円を乗じて得た額を加算した額

(48) 複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料　６，４００円に現に存する建築物の数に１２，０００円を乗じて得た額を加算した額

(49) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料　２７，０００円

低限度に関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料　１６０，０００円

(40) 特定防災街区整備地区内の建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料　１６０，０００円

(41) 特定防災街区整備地区内における公益上必要な建築物に関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料　１６０，０００円

(42) 景観地区内における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料　１６０，０００円

(43) 景観地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料　１６０，０００円

(44) 景観地区内における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料　１６０，０００円

(45) 景観地区内における高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料　２７，０００円

(46) 既存の一の建築物について２以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に関する認定及び変更認定申請手数料　１２０，０００円

(47) 道路の位置の指定申請手数料　５０，０００円

(48) 道路の位置の変更指定申請手数料　２５，０００円

(49) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定手数料

(50) 既存の一の建築物について２以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に関する認定及び変更認定申請手数料　１２０，０００円 (51) 用途変更による建築物の一時使用許可申請手数料 ア　法第８７条の３第６項の規定によるもの １２０，０００円 イ　法第８７条の３第７項の規定によるもの １６０，０００円 (52) 次に掲げる特例許可申請手数料 ア　第６条、第８条、第９条第２項、第１６条、第３０条第３項及び第５０条第６項の規定によるもの ２７，０００円 イ　第３６条第３項及び第４７条の規定によるもの ３３，０００円 附　則 この条例は、令和５年４月１日から施行する。	２７，０００円 (50) 用途変更による建築物の一時使用許可申請手数料 ア　法第８７条の３第６項の規定によるもの １２０，０００円 イ　法第８７条の３第７項の規定によるもの １６０，０００円 (51) 次に掲げる特例許可申請手数料 ア　第６条、第８条、第９条第２項、第１６条、第３０条第３項及び第５０条第６項の規定によるもの ２７，０００円 イ　第３６条第３項及び第４７条の規定によるもの ３３，０００円

議案第１３号資料

秦野市建築基準条例の一部を改正することについて

１　建築基準法第５２条第６項第３号（建築物の容積率）の規定に基づく特例認定申請手数料について（条例第６４条、別表第５関係）

(1)　法改正の概要

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）は、都市計画において定められた数値以下としなければなりません。

建築基準法の改正により、住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分（給湯設備その他の国土交通省令で定める建築設備を設置するためのものであって、市街地の環境を害するおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、算入しないものとされました。

(2)　認定対象となる建築物の部分

住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分（給湯設備その他の国土交通省令で定める建築設備を設置するためのものであって、市街地の環境を害するおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）

(3)　手数料

県内統一の考えにより、建築基準法に基づく他の条項の認定手数料と同額（２７，０００円）とします。

２　共同住宅、寄宿舎及び下宿のうち、小規模なものの一部について、２以上の直通階段等を求めないことについて（条例第１９条関係）

(1)　法の概要

建築基準法施行令第１２１条では、２方向に避難路を確保することにより、火災時に一方の経路が通行不能となった場合に、もう一方からの避難を確保するため、建築物の用途及び規模によって、その階から避難階又は地上に通じる２以上の直通階段を設けることを求めています。

一方、階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満の小規模な共同住宅等で、階段の部分とその階段の部分以外の部分とが間仕切壁等で区

画しているものについては、在室者が少なく、避難経路が短いことから、迅速に避難することが可能であるため、２以上の直通階段を求めていません。

(2)　条例改正の概要

条例では、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に使用される建築物について、その構造や規模によって、その階から避難階又は地上に通じる２以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けることを求めています。

法の趣旨を踏まえ、階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満のものについて、階段の部分とその階段の部分以外の部分とが間仕切壁等で区画しているものにあっては２以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けることを求めないものです。

<table>
<tr><td colspan="4">２以上の直通階段を設けなければならない共同住宅等の階</td></tr>
<tr><td></td><td>木造建築物等</td><td>主要構造部が不燃材料で造られているもの</td><td>耐火構造、準耐火構造等</td></tr>
<tr><td>建築基準法施行令
第１２１条</td><td colspan="2">居室の床面積の合計が
１００㎡を超える階 ※1
居室の床面積の合計が２００㎡を超える階
※1
階数が３以下で延べ面積が２００㎡未満のもので、階段の部分とその階段の部分以外の部分とが間仕切壁等で区画しているものは、２以上の直通階段不要</td><td></td></tr>
<tr><td>建築基準条例
第１９条</td><td>居室の床面積の合計が
５０㎡を超える階 ※2
改正（追加）</td><td>居室の床面積の合計が
１００㎡を超える階
※2
※2
階数が３以下で延べ面積が２００㎡未満のもので、階段の部分とその階段の部分以外の部分とが間仕切壁等で区画しているものは、２以上の直通階段等不要</td><td>―</td></tr>
</table>

３　共同住宅等及び長屋のうち、小規模なものについて、敷地内通路の幅員を９０センチメートル以上とすることについて（条例第２０条、第２４条関係）

(1)　法の概要

建築基準法施行令第１２８条では、共同住宅や飲食店等の不特定多数の

者が利用する建築物について、在室者の避難を確保するため、屋外への出口から道路等に通じる敷地内通路の幅員を１．５メートル以上とすることを求めています。

一方、階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満の小規模なものについては、在室者が少なく、避難時に通路の途中において滞留が発生しづらいこともあり、その幅員を９０センチメートル以上とすることができます。

(2)　条例改正の概要

条例では、共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋の用途に使用される建築物について、その規模によって、主要な出口から道路等に通じる敷地内通路の幅員を１．５メートル以上とすることを求めています。

法の趣旨を踏まえ、共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋の用途に使用される建築物のうち、階数が３以下で延べ面積が２００平方メートル未満のものについては、敷地内通路の幅員を９０センチメートル以上とするものです。

ア　共同住宅、寄宿舎又は下宿

改正前

床面積（Ａ）	階数	
	３以下	４以上
Ａ≦１００㎡	１．５ｍ	
１００㎡＜Ａ＜２００㎡	２ｍ	
２００㎡≦Ａ≦３００㎡		
３００㎡＜Ａ≦５００㎡	３ｍ	
５００㎡＜Ａ	４ｍ	

改正後

階数	
３以下	４以上
９０cm	１．５ｍ
	２ｍ
３ｍ	
４ｍ	

イ　長屋

改正前

戸数	床面積（Ａ）	階数	
		３以下	４以上
２以下	Ａ＜２００㎡	２ｍ	
	２００㎡≦Ａ		
３以上	Ａ＜２００㎡	３ｍ	
	２００㎡≦Ａ		

改正後

階数	
３以下	４以上
９０cm	２ｍ
９０cm	３ｍ

４　施行日

令和５年４月１日